

京都市訓令甲第23号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

別表第1備考以外の部分中「地球環境政策監，人材活性化政策監」を「地球環境・エネルギー政策監，人材育成政策監」に改め，「情報政策監」の右に「，観光政策監」を加え，「，産業観光局観光政策監」，「，学生部長，情報管理主事」，「，主席計量検査員，副寮長」，「，教務主任，学生主任」及び「統括主任，」を削る。

別表第2中「，大学教員」を削る。

附 則

この訓令は，平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)